

虐待の疑いがある場合は、 学校から子育て支援課、児童相談所へ通告することがあります。

虐待とは？

【身体的虐待】

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること殴る、蹴る、投げ落とす、やけどを負わせる、戸外に締め出す など



【性的虐待】

- ・児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること

【ネグレクト】

- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること
食事を与えない、ひどく不潔にする など



【心理的虐待】

- ・児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、児童の面前での配偶者に対する暴力、その他児童に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
言葉による脅し、無視、子どもの前で家族に対し暴力をふるうなど



学校で、身体に不自然なあざや傷を見つけた場合など、虐待が疑われる場合は、子育て支援課や児童相談所に通告をすることがあります。子育て支援課や児童相談所は、子どものことや家庭のことで困っている場合に手助けをする機関ですので、虐待につながってしまうような困りごと、原因などがある場合は、解決のために一緒に考えていくことが大切です。学校からの通告は、保護者の方を責めるのではなく、子どもと一緒に守っていくために行うものです。どうぞご理解とご協力をお願いします。

学校には通告の義務があります

児童虐待に係る通告(児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項)
通告は守秘義務に優先(児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項)

教育相談のご案内

吉川市少年センターでは、小・中・高校生や保護者の方々の悩みについてご相談をお受けしています。

相談日時 月曜日～金曜日… 午前9時から午後5時まで(少年センター開所日)

相談場所 吉川市少年センター <所在地>吉川市吉川一丁目21番地13

相談方法 電話相談 相談専用電話 981-3863
来所相談 少年センターへお越しください。(事前にご連絡ください。)
訪問相談 ご希望があれば、ご自宅へ訪問することもできます。
大学生が訪問するアウトリーチ事業もあります。

各学校でも「あおぞら相談員」「さわやか相談員」「スクールカウンセラー」が相談をお受けしています。まずはお電話でご連絡ください。